柏市民の65歳以上のかたへ

聞こえ方で困っていませんか？

補聴器購入費を助成します



3万円以上の補聴器購入

3万円未満の場合，費用の全額を助成

→ 上限 **3万円**

1人1回限り

※対象となる補聴器は，高度管理医療機器または管理医療機器に限ります。
※補聴器本体（送料，修理，保守，書類作成費等は対象外）のみ助成対象になります。

以下の①～⑦の全ての要件を満たしている65歳以上のかた

①柏市に住民登録があり居住している

②本人と同居家族（同一住所に住民登録がある一親等内親族（子の配偶者含む））の全員が非課税（※1）

③医師（※2）により補聴器が必要と証明を得られて6か月以内

④聴覚障害による身体障害者手帳を交付されていない

⑤市が実施するアンケート調査に回答できる

⑥令和8年12月1日以降に補聴器を購入した

⑦補聴器購入日において，65歳以上である

※1 4月～6月に申請する場合：前年度分の課税状況，7月～3月に申請する場合：今年度分の課税状況
※2 補聴器相談医または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師よる証明に限ります。

柏市 KASHIWA CITY

申請の流れ

1 申請書類を準備する

以下の書類を高齢者支援課または沼南支所窓口で受け取るか，ホームページから印刷してください。

・申請書兼請求書　・意見書　・難聴高齢者補聴器購入費助成「聞こえのアンケート」

2 耳鼻咽喉科を受診する

補聴器相談医または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師により，補聴器を利用する必要があると認められた場合，「意見書」の記載を依頼してください。

※診察料や意見書作成料等は自己負担です。
※意見書の有効期限は6か月以内になります。それまでに購入してください。

3 補聴器販売店舗にて補聴器を購入する

意見書記載日から6か月以内に補聴器を購入し，「領収書」をもらってください。

※領収書には，補聴器利用者氏名・購入日・製品名・購入店・購入金額の記載がされている必要があります。

4 市へ申請する

以下の書類を高齢者支援課または沼南支所窓口へ直接または郵送にて，購入日から1年以内に提出してください。

・申請書兼請求書　・意見書　・領収書（写し可）　・難聴高齢者補聴器購入費助成「聞こえのアンケート」
・高度管理医療機器または管理医療機器であることが確認できる書類等
・委任状（助成金受取口座の名義人が，助成対象者と異なる場合のみ必要）
・市民税非課税証明書（1月1日時点で柏市に住民登録がない場合のみ，4月～6月は前年度，7月～3月は今年度分が必要）

5 助成金が指定の口座に入金されます

審査の結果，「決定（却下）通知書」を送付します。助成金が「申請書兼請求書」に記載された口座へ振り込まれます。
振込（予定）日は，「決定（却下）通知書」をご確認ください。

6 アンケートに回答する

決定日から概ね6か月後と12か月後に難聴高齢者補聴器購入費助成「聞こえのアンケート」を郵送します。回答後，ご提出ください。

（問い合わせ・申請先）
〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号　柏市　高齢者支援課　介護サービス係
電話番号　０４－７１６７－１１３５